

～今日の気候保護が明日の自由を守る

気候変動は世代間の対立という問題をはらんでいます。気候変動によってより深刻な影響を被るのは、若者やこれから生まれて来る人々であるためです。2021年、ドイツの連邦憲法裁判所は、基本的人権（自由権）という観点からこの問題に向き合い、連邦気候保護法を憲法違反としました。

■ 学校ストライキ

前述の憲法裁判所の判決を導き出したのは、気候変動に危機感を抱いた若者らの運動でした。運動は2018年8月にスウェーデンの15歳の少女が一人で始めたストライキに端を発します。ドイツでも彼女の抗議に共感した若者が毎週金曜日に、授業をボイコットして町を練り歩くようになりました。この「気候のための学校ストライキ（Fridays For Future）」はSNSを通じて全国に広がり、翌年3月にはドイツ全土で約3万人の若者がデモに参加する事態に発展しました。

10代半ばの若者、日本で言えば中学生、高校生らが自らの要求を政府に突き付けるのはドイツでも初めてのことでした。政府も彼らの要求を無視することはできなくなり、メルケル首相（当時）は「2019年9月20日までに新たな排出削減策を決める」と約束しました。

約束の日（2019年9月20日）も金曜日でした。この日は全国でおよそ140万人が「気候デモ」に参加し、政府が強力な排出削減策を取るよう求めました。環境問題では前例がない規模のデモになりました。メルケル首相は徹夜の閣議の末に、これまで排出量取引制度ではカバーされて来なかった暖房や輸送の分野でもCO₂の排出に課金を行うことなど、追加の対策を取り決めました。2019年12月には連邦気候保護法を制定し、2050年までの間に気候中立を実現することを法律に明記しました。排出量を削減していくための道筋と責任を明確にするため、法律には、2030年までの間のセクターごとの排出許容量なども決めました。

■ 「憲法に違反している」

若者が起こした運動は政治を突き動かしました。しかし、政府が出した答えは彼らの目には全く不十分なものに映りました。脱石炭の時期は彼らが求めていた2030年ではなく、2035～38年に先延ばしされました。これでは1.5℃目標には届きません。暖房用のエネルギー消費への課金は、CO₂排出量1トン当たり10ユーロから始め、35ユーロまで徐々に引き上げて行くというもの、大きな変革を期待できるものではありませんでした。

しかし、この失望が彼らを次の行動へ駆り立てました。連邦憲法裁判所に憲法異議の訴訟を起こすことにしたのです。ドイツでは、法令が基本法に違反する場合、連邦憲法裁判所に無効の宣言や修正を命ずる判決を求めることができます。憲法異議は、基本的人権を守るための最後の砦とされています。

2020年1月、学校ストライキの中心になっていたノイバウアーさんら9人の若者が、連邦憲法裁判所に訴えを起こしました。連邦気候保護法が掲げる削減目標は生命身体や財産を守るには全く不十分であり基本的人権を侵害している、として、連邦気候保護法が憲法（基本法）に違反しているという判決を求めたのです。

■ 違憲判決

とはいえ、法律家の間では彼らの訴えに懐疑的な見方が主流でした。

ドイツでは、私人の行為や環境の変動によって基本権が侵害される場合であっても国には基本権を保護する義務（保護義務）がある、とされています。しかし、その義務をどうやって果たすのかは議会の裁量に委ねられており、連邦憲法裁判所が違憲判決を下すことができるのは、保護が全く不十分な場合などに限られます。連邦憲法裁判所は人権保護のための砦としての役割を積極的に果たしていることで知られ、人権保護という観点から社会の発展をリードして来ました。しかし、保護義務がからむ問題での動きは鈍く、環境問題で保護義

務に違反することを理由に違憲判断を下した例はまだ一件もありませんでした。

しかし、連邦憲法裁判所は 2021 年 3 月、連邦気候保護法を違憲と判断しました。8 人の裁判官の全員一致での判断でした。保護義務に違反することは否定しましたが、連邦気候保護法では将来の自由を保護する手立てが不足している、としたのです。

「基本法は自由な行動を保護しているが、現時点では多くの行動が CO₂ の排出と結びついている。もし、パリ協定が定める気温の上限に達してしまったら、CO₂ の排出に直接間接に結びついた行動をより強力に制約する必要があるが、それは将来的な自由に対して逃れる術のない危険を及ぼす。」（要約）

裁判官は、CO₂ の排出が許されなくなってしまうと自由に行動できなくなり、将来の人権が大きく制約される、と指摘しました。カーボン・バジェットを現実の問題として真摯に受け止め、基本的人権の保護の観点でも重大な意味を持つことを指摘したのです。これは、気候変動における世代間対立という問題につながります。裁判官は判決の中でこう指摘しました。

「ある世代が軽い削減の負担しか負わず、カーボン・バジェットの大きな部分を費消してしまう一方で、その後の世代に対して一異議申立人が『急ブレーキ』と表現するような一急激な削減の負担を押し付け、彼らの生活上の自由に重大な喪失をもたらすことは均衡性（バランス）の要求に照らし許されない。」

排出を削減することによる負担は、世代間で公平に分担しなければならない、という判断です。そのためには、

若者世代が負うことになる将来の自由の制約の回避をも視野に入れつつ、先を見越した方策を講じることが必要になります。それにもかかわらず、連邦気候保護法では 2030 年以降の削減についての定めがほとんど欠けていることを裁判官は問題視しました。

憲法裁判所の裁判官は、気候政策において将来世代の自由を軽視することに警鐘を鳴らし、連邦議会に対し、2021 年末までに連邦気候保護法を判決に沿う内容に修正するよう命じました。

■ 判決がもたらしたインパクト

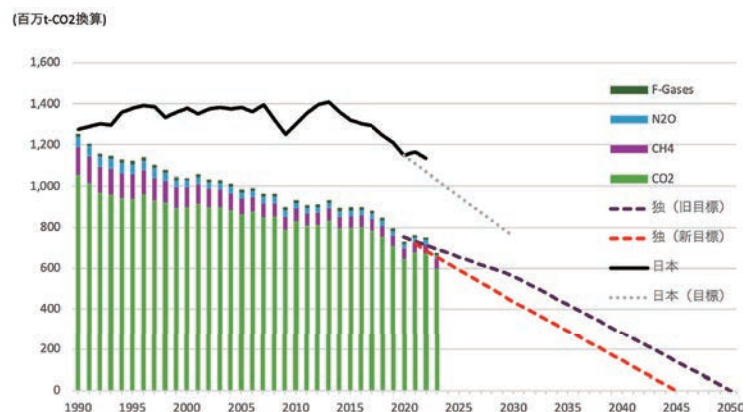
メディアはこの判決を一斉に報じました。連邦政府は判決後わずか 2 週間あまりで連邦気候保護法の改正案を取りまとめ、連邦議会に提出しました。連邦議会も 6 月の議会で改正法案を可決しました。2030 年の削減目標は 1990 年比で 65% に引き上げられ、実質排出ゼロの達成時期も 2045 年に 5 年間前倒しされました。グラフで見ると小さな変化のように見えるかもしれませんが、排出量を削減していくための道筋はようやく直線的なものに、つまり、各世代が等しく負担を分かち合うものに修正されました。

2021 年 12 月に誕生した新政権の下では、2035 年までに電力を全て再生可能エネルギーで賄う目標が定められ、再生可能エネルギー法（EEG）に 2030 年までに再エネ割合を 80% に引き上げることが明記されました。この判決は停滞していた気候政策に大きなインパクトを及ぼしました。

（千葉恒久）



連邦憲法裁判所（カールスルーエ）
執筆者撮影



温室効果ガス排出量の推移
修正された実質排出ゼロの到達時期と削減経路 折れ線は日本の排出量